

人材不足の対応も

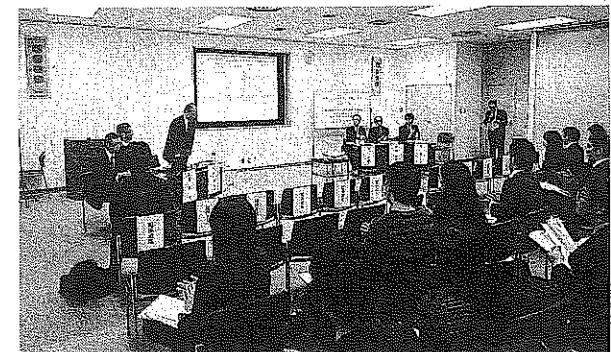
全国福祉用具専門相談員協会が2月に都内で開いた「在宅における介護ロボット普及に向けたシンポジウム」(写真右)で講演した厚生労働省老健局振興課の東祐一・福祉用具・住宅改修指導官兼介護ロボット開発普及推進官は、「福祉用具・介護ロボットの動向について説明、シンポジウムでは介護人材不足も話題に上がり、介護ロボットや福祉用具などの「モノ」でカバーしていく場合についての見解を述べた。

東氏は「用具のスペック、そのテクノロジーはかなり進んでいるが、介護は非常に手のかかるための気配りが必要で、用具のフィットティングは非常に大変」と述べた。その上で「介護の一部分だけでもサポートがあれ

ば大きく変わっていく」と述べ、介護ロボットの担当範囲は「フルサポートを期待しつつ、セミサポートが現実的」との認識を示した。介護ロボットや福祉用具がサポートする部分については、「自立をサポートするはなかなか難しい」としてうえで、介護サポートを通じて介護量を減らし効率化できれば自立度も上がっていくのではないかと期待を寄せた。

ロボットとは

ロボットとは、①センサー②駆動系③知能・制御系の3要素の技術を有する知能化した機械システムで、工場などで生産財として使用される「産業用ロボット」と医療・福祉やメンテナンス、生活支援、アシストメントなど多様な用途への活用が期待される「サービスロボット」に大別される。このうち「医療用ロボット」は、疾病的治療や身体の構造・機能に影響を及ぼすことを目的として医療機器に該当するものについては、薬事法による許認可等が必要となる。一方、「介護用ロボット」は車椅子の移動やベッドと車椅子の移乗および日常生活の支援、上肢や下肢に装着して運動機能等を補助することを目的とし、製造販売に当たつての許認可等は要しない。



介護ロボットシンポジウムのもよう